

学校プール一般開放実施要綱

制 定 平成2年5月30日

一部改正 平成3年5月18日

平成11年5月26日

平成16年4月1日

平成22年4月1日 教育長決定第9号

改正 平成24年3月30日 要綱第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立小学校および中学校のプールを一般利用者に開放すること（以下「一般開放」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(開放等)

第2条 一般開放を実施する日は、夏季休業日期间中とし、一般開放を実施する学校（以下「開放校」という。）と協議のうえ、別に定める。

2 一般開放の利用時間および利用者の区分は、別表に定めるとおりとする。

(開放校)

第3条 開放校および利用定員については、別に定める。

(運営者等)

第4条 一般開放の運営は、品川区スポーツ推進委員会または地域スポーツクラブに委託する。

2 一般開放における実技指導等における指導員の委託については、別に定める。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、前条に定める運営者および指導員等の指示に従い、かつ、別に定める利用上の注意事項を守らなければならない。

(使用料)

第6条 一般開放における当該プールの使用料は、無料とする。

(利用手続)

第7条 一般開放の利用を希望する者は、開放校の受付において、受付簿に必要事項を記載後に利用するものとする。

(事故責任)

第8条 一般開放の利用に係る事故の責任は、施設または設備の瑕疵によるものを除き、原則として利用者が負うものとする。

(実施細目)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成2年5月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

曜日	時間	利用できる者
月曜日から 金曜日まで	午後6時30分から午後8時30分まで	区内在住・在勤・在学者で中学生以上の者
土曜日	午後1時30分から午後3時30分まで	区内在住・在勤・在学者で満4歳以上の者
	午後6時30分から午後8時30分まで	区内在住・在勤・在学者で中学生以上の者
日曜日 および祝日	①午前10時から正午まで ②午後1時30分から午後3時30分まで	区内在住・在勤・在学者で満4歳以上の者

備考

満4歳から小学校3年生までは、保護者の付き添いを必要とする。